

受理年月日	平成27年12月18日	付託年月日	平成27年12月22日	所管委員会	第4委員会
番号	27年請願第26号				
件名	ブロック擁壁に係る公文書の訂正について				
請願者	東区松崎四丁目24-6 藤本 浩馬				
紹介議員	綿貫、星野				
分割付託	なし				
要旨	<p>請願人は、昭和56年、福岡市住宅供給公社から、東区松崎四丁目24番6号の土地及び建物（戸建て建て売り住宅）を購入しました。</p> <p>請願人が同公社から前記不動産の引き渡しを受けた際、既に、前記不動産においては、隣地との間にブロック擁壁が構築されていました。</p> <p>前記ブロック擁壁は、土圧に対する十分な強度を備えていなかったことから、徐々に隣地側に傾くようになり、その状況は平成19年ころには顕著なものとなりました。前記のような傾きについては現在も進行し続けていて、このまま進行が続けば前記ブロック擁壁が倒壊する事態も十分に考えられます。</p> <p>このような事態に対し、同公社は、平成20年3月31日付公文書（福市住公第1217号「擁壁ブロックの亀裂及び傾斜等に関して（回答）」）において、あたかも、前記ブロック擁壁は同公社が設置したものではない、かのごとき記載を行いました。しかしながら、この記載が真実に反するものであることは、近隣住民の証言（陳述書）及び当時の写真等からも明らかです。</p> <p>また、市長においても、平成23年7月11日付公文書（建指第262号「要望書への回答について」）において、あたかも、同公社が行った前記記載の内容を追認するかのごとき記載を行いました。この記載内容が真実に反するものであることも、前記と同様です。</p> <p>以上のように前記各公文書において真実に沿わない記載がなされていることによって、請願人は、隣地（横隣）住人等から、土圧に対する十分な強度を備えない前記ブロック擁壁を設置したのは請願人であったかのような誤解を受けるなどといった重大な被害や苦痛をこうむっています。</p> <p>よって、以下の事項を請願します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>福岡市住宅供給公社に対して、同公社が平成20年3月31日付で作成した公文書（福市住公第1217号「擁壁ブロックの亀裂及び傾斜等に関して（回答）」）の記載内容を真実に沿うように適切に訂正すること。</li> <li>市長に対して、同人が平成23年7月11日付で作成した公文書（建指第262号「要望書への回答について」）の記載内容を真実に沿うよう適切に訂正すること。</li> </ol>				
審査	平成 年 月 日	結 果	委員会 平成 年 月 日		
年月日	平成 年 月 日		本会議 平成 年 月 日		
	平成 年 月 日				

平成 27 年 12 月 18 日

福岡市議会議長  
おばた 久弥 様

請願者 ㊦813-0035 福岡市東区松崎 4 丁目 2 4 - 6  
藤本 浩馬 XXXXXXXXXX



## 請願の趣旨

次の事項を請願します。

- 1 福岡市住宅供給公社に対して、同公社が平成20年3月31日付けで作成した公文書（福市住公第1217号、「擁壁ブロックの亀裂及び傾斜等に関して（回答）」）の記載内容を真実に沿うように適切に訂正することを求めます。
- 2 福岡市長に対して、同人が平成23年7月11日付けで作成した公文書（建指第262号、「要望書の回答について」）の記載内容を真実に沿うよう適切に訂正することを求めます。

## 請願の理由

- 1 請願人は、昭和56年、福岡市住宅供給公社から、福岡市東区松崎4丁目24番6号の土地及び建物（戸建建売住宅）を購入しました。
- 2 請願人が同公社から前記不動産の引渡しを受けた際、すでに、前記不動産においては、隣地との間にブロック擁壁が構築されていました。
- 3 前記ブロック擁壁は、土圧に対する十分な強度を備えていなかったことから、徐々に隣地側に傾くようになり、その状況は平成19年ころには顕著なものとなりました。  
前記のような傾きについては現在も進行し続けていて、このまま進行が続けば前記ブロック擁壁が倒壊する事態も十分に考えられます。
- 4 このような事態に対し、福岡市住宅供給公社は、平成20年3月31日付け公文書（住公第1217号、「擁壁ブロックの亀裂及び傾斜等に関して（回答）」）において、あたかも、前記ブロック擁壁は福岡市住宅供給公社が設置したものではないかの如き記載を行いました。  
しかしながら、この記載が真実に反するものであることは、近隣住民の証言（陳述書）及び「当時の写真」等からも明らかです。
- 5 また、福岡市長においても、平成23年7月11日付け公文書（建指第262号、「要望書の回答について」）において、あたかも、福岡市住宅供給公社が行った前記記載の内容を追認するかの如き記載を行いました。  
この記載内容が真実に反するものであることも、前記4と同様です。
- 6 以上のように前記各公文書において真実に沿わない記載がなされていることによって、請願人は、隣地（横隣）住人等から、土圧に対する十分な

強度を備えない前記ブロック擁壁を設置したのは請願人であったかのよ  
うな誤解を受けるなどといった重大な被害や苦痛を被っています。

7 よって、請願人は、上記の如く、各公文書の訂正を求める旨請願します。

#### 請願事項

- 1 福岡市住宅供給公社の公文書（福市住公第1217号）の記載内容の訂正
- 2 福岡市の公文書（建指第262号）の記載内容の訂正

#### 参考資料

- ① 「写真」
- ② 「陳述書」（近隣住人の証言）
- ③ 「公文書」（福市住公第1217号）（建指第262号）
- ④ 「図面」（計画通知書に添付図）（造成計画平面図）
- ⑤ 「模式図」



写真の擁壁は、入居時（昭和56年）の状態の儘

\*1.4mのコンクリートブロック擁壁

\*公社は、申請図面と異なる擁壁を施工

\*図面では、当該箇所は「コンクリート擁壁」

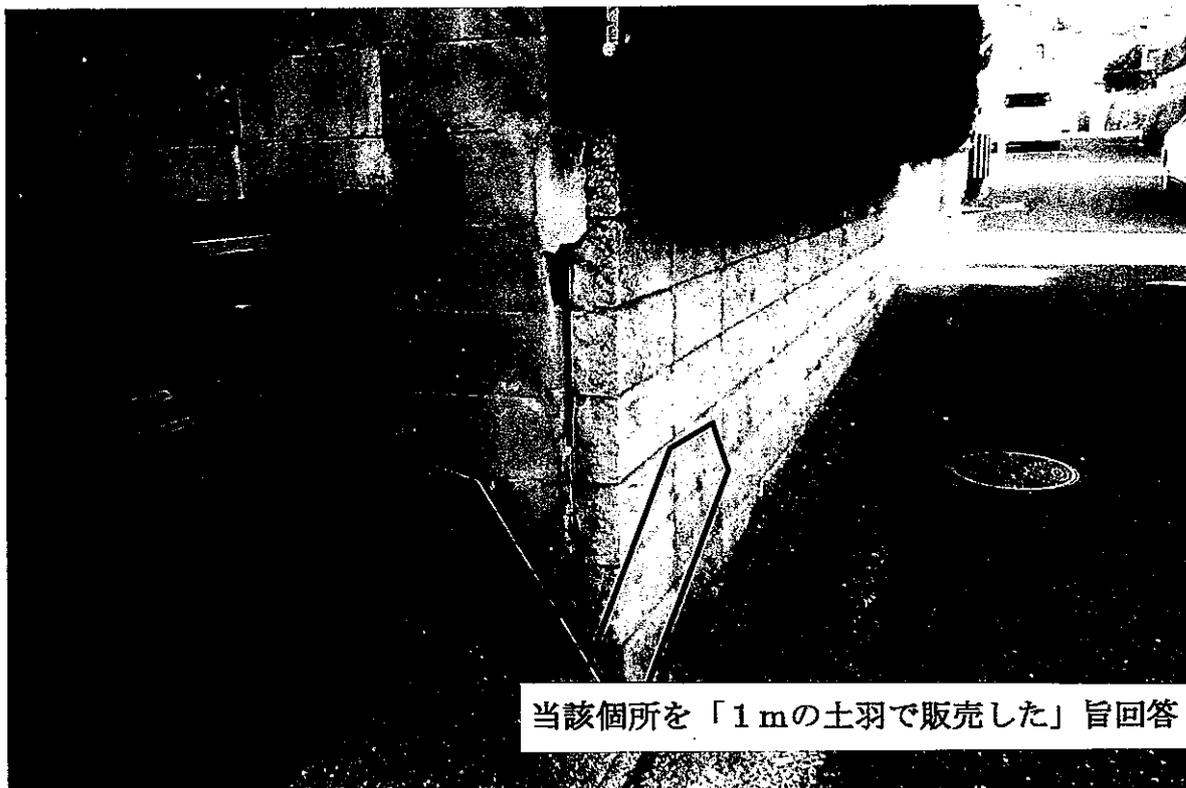
公社、及び福岡市は、

「当該箇所は1mの土羽で販売した」旨の、虚偽  
回答書（公文書）を公布

\*「土羽」とは、築堤等の法面  
（相撲の土俵場の如き法面）

公社の回答書（福市住公第1-2-1-7号）

福岡市の回答書（建指第2-6-2号）





FUJICOLOR CS 81

(1981 = 9.56)

「入居時(9.56)の状況」

「道路側」(南面) B.V.

「西隣との境界箇所」には、  
写真の如く「コンクリートブロック」  
が存在していた。

写真の『コンクリートブロック擁壁』を「福市住公第 1217 号」、「福市住公第 192 号」、  
「福市住公第 194 号」、「建指第 262 号」には『1m の土羽』と記載

## 陳 述 書

福岡市 御中

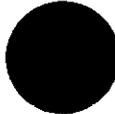
私は、昭和56年10月頃、福岡市住宅供給公社より、松崎台の分譲住宅を購入したものです。

私が購入した物件の引き渡しを受けた時点で、隣の藤本邸の敷地の道路側、及びその横隣の邸敷地との境界には、すでにブロック擁壁が存在しておりました。

以上

平成27年12月5日

福岡市東区松崎4丁目 

## 陳 述 書

福岡市 御中

私は、昭和56年10月頃、福岡市住宅供給公社より、松崎台の分譲住宅を購入したものです。

私が購入した物件の引き渡しを受けた時点で、藤本邸の敷地の道路側、及びその横隣の邸敷地との境界には、すでにブロック擁壁が存在しておりました。

以上

平成27年12月 5 日

福岡市東区松崎4丁目   

## 陳 述 書

福岡市 御中

私は、昭和56年10月頃、福岡市住宅供給公社より、松崎台の分譲住宅を購入したものです。

私が購入した物件の引き渡しを受けた時点で、藤本邸の敷地の道路側、及びその横隣の[REDACTED]邸敷地との境界には、すでにブロック擁壁が存在しておりました。

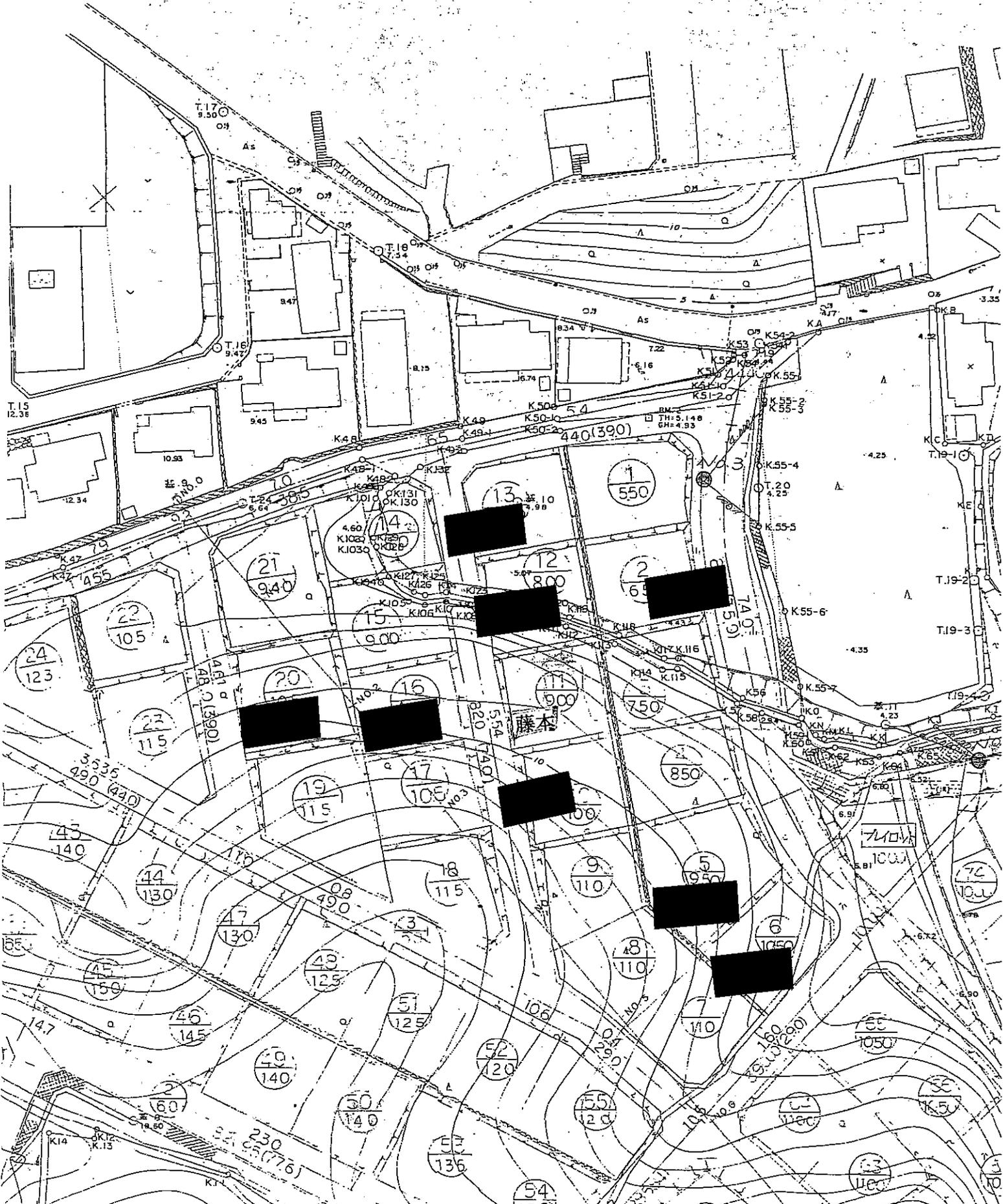
以上

平成27年12月 7 日

福岡市東区松崎4丁目 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

調査地点位置図

# 造成計画平面図 $S=1/500$



福岡市住公第1217号  
平成20年3月31日

藤本浩馬様



福岡市住宅供給公社  
理事 長 木下 晴希  
(営業管理課)

擁壁ブロックの亀裂及び傾斜等に関して (回答)

時下、貴殿におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、平成20年2月28日付けで依頼のありました標記の件につきまして、別紙のとおり回答します。

公社は、「造成計画平面図」(仮)を保有しており、  
当「図面」を基にした回答

Q 6 HI9.10.4 (公社の回答書③) 横隣との境界ブロックの傾斜及び亀裂に関して：

雨水の浸透、コンクリートの風化等を原因に挙げられているが、擁壁用として使用が不適と思われるコンクリートブロックを水抜き穴も設けない状態での施工法は？  
※もし、上記の点が原因とすれば近隣のコンクリートブロックにも同様の現象が生じるべきではないのか。

回答：当該部分につきましては、響類の保存年限を経過し響類が残っていませんのでお答えできませんが、現状から判断しますと、土羽の高さ1.5m以下以内で販売したと思われれます。また、当時のカタログで「道路に面した玄関、車庫予定部分を除き擁壁、フェンスおよびサインポストは設置しますが、その他、車庫、玄関部分、境界塀等は施工しませんので、入居者の負担工事となります。」との記入があり、当該部分が擁壁か境界塀かは、響類も残っており不明です。

#### 調査依頼事項

・ 施工設計図 (擁壁ブロックの積量)

・ 該当部分の響類がありません。

・ 造業者

福岡市中央区天神3丁目5-8 吉村建設興業(株)

(工事件名 草場団地造成工事)

・ 造成方法 Q6の回答となります。

・ 当時の公社の担当者

(造成課 緒方課長、入江造成第1係長、荒木係員、西永造成第2係長、水本)

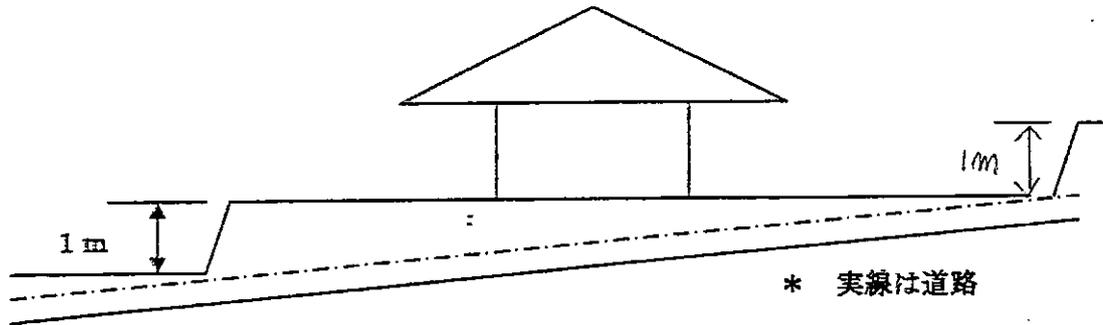




# 模式図

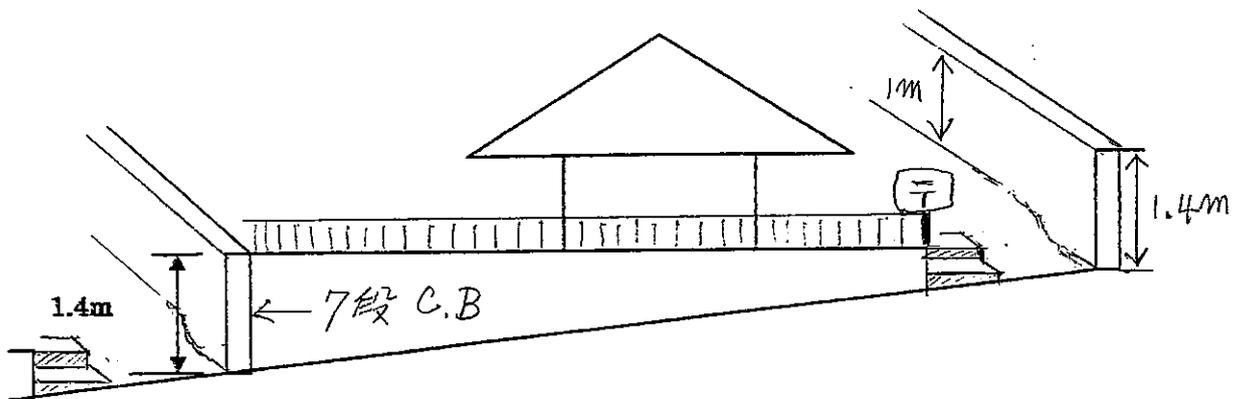
① 公社の回答：(隣家との境界箇所は ~~1.4m~~ の土羽の状態の販売した)

\* 施工不可な回答：(1.4m の箇所に 1m の工作物の施工は不可能)



\* 公社の回答：(境界箇所は 1m の土羽で販売した) は、道路より 40cm 高い位置を規準にした回答です。

③ 入居時の状況：7 段のコンクリートブロック擁壁 (1.4m) 設置



\* (フェンス、サインポスト、仮設階段の設置位置)